

徳島県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月25日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成19年徳島県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式第16号を次のように改める。

(表)
銃砲等及び実包等保管状況報告書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

報告者
住所
氏名
(電話)

1 銃砲等

所持している銃の 種類及び数量	ライフル銃(銃腔内腔旋割合)		ライフル銃及び 散弾銃以外の猟銃 丁	散弾銃 丁
	1/5以上1/2以下 丁	1/2超 丁		
	空気銃 丁	クロスボウ 丁	その他の銃砲 丁	計 丁
保管設備の場所	1 独立家屋 2 アパートの一室 3 間借り			
同居人の有無	1 有(家族・他人) 2 無			
保管設備の 構造	種別	1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他		
	施錠設備	1 有 2 無		
	大きさ	縦 cm	横 cm	奥行き cm
	固定の有無	1 有 2 無		
注意している事項				

2 実包等

保管設備の種別	1 金属製保管庫 2 木製保管庫 3 その他			
保管実包等の別	1 実包 2 空包 3 金属性弾丸			
施錠設備	1 有 2 無			
保管庫の大きさ	縦 cm	横 cm	奥行き cm	
注意している事項				

(裏)

保管設備の設置場所 (銃砲等の保管場所及び装弾庫の家屋内での位置関係)

略図

銃砲等

銃砲等を保管した状況を撮影した写真を貼り付けること。

実包等

保管場所が判る状況を撮影した写真を貼り付けること。

- 備考
- 1 報告者の住所及び氏名は、報告者が法人の場合にあっては、その法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。